



今年の関東の梅雨入りは6月16日頃の予想となっており、平年よりも遅い見込みとなっているようです。梅雨と言えば、気圧の変化により頭痛が起こる方も多いのではないのでしょうか。その原因の一つは血管の拡張のようです。頭痛を和らげる対処法として、耳周辺・肩・首の血流を良くすることが効果的なんだそうです。マッサージやストレッチを日常的に行い、梅雨に負けない体づくりをしてみませんか？

～定額減税 Q&A～

今月6月より、世間を騒がせている定額減税の制度がスタートします。

インボイス導入の時よりも具体的な情報が発信されておらず、混乱が起こることは必至かと思われます。

優経通信では、1月号・3月号・4月号と過去3回に渡り触れてきましたが、今回はより複雑なケースでの判定を紹介いたします。

Q1. 他の給与支払者のもとで定額減税の適用を受けていた方が、その後において再就職をした場合、再就職先での定額減税の控除未了分は、どのようになりますか。

A：再就職先においての控除未了分は、月次減税を行わず、年末調整時に年調減税を行うこととなります。

Q2. 外国人従業員を雇用しており、扶養親族が国外に在住している場合、扶養親族の人数に含めますか。

A：定額減税の対象となる方は、居住者（国内に1年以上住んでいる・住む予定の方）のみとなります。

そのため、国外に住まれている非居住者の方は、計算の対象外です。

Q3. 退職所得から源泉徴収された所得税は、定額減税の対象となりますか。

A：退職所得の源泉徴収の際には定額減税の対象とはなりません。

ただし、給与等に係る源泉徴収において控除しきれなかった定額減税額がある場合には、令和6年分の確定申告書を提出することで、退職所得を含めた所得に係る所得税について、定額減税の適用を受けることができます。

Q4. 個人事業の青色専従者は、定額減税の適用を受けますか。

A：青色専従者として給与の支払を受ける人についても、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与分から、定額減税の適用を受けます。

なお、給与支払者側は、青色専従者への給与支払額が、給与支払者の扶養の範囲内の支給額（103万円以下）であったとしても、青色専従者を定額減税の扶養親族の人数に含めることはできません。

Q5. 令和6年7月に子どもが生まれましたが、この子どもは、年調減税額の計算に含まれますか。

A：年の途中で出生した親族について、令和6年12月31日時点で扶養親族となるのであれば、年末調整時までに扶養控除等申告書に記載をすることで年調減税額の計算に含めることとなります。

Q6. 令和6年5月分の給与のうち、未払となっていた部分を同年7月に支払いますが、この給与額に対する源泉徴収税額を控除することはできますか。

A：令和6年の6月以後に支払われることとなった未払給与に源泉徴収税額が発生していて、定額減税の控除未了分がある場合は、減税額を控除することとなります。

Q7. 令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で亡くなりました。その親族は、年調減税額の計算に含めますか。

A：令和6年6月の時点では扶養親族であった親族が、年の途中で亡くなった場合については、その親族が亡くなった日時点で扶養親族であると判定されるのであれば、年調減税額の計算に含まれます。

＜交際費の飲食費として認められる金額＞

交際費は、法人税の計算上、原則として全額が損金不算入となりますが、「一定の金額」内の飲食費であれば交際費の金額から除かれ、経費として計上（損金算入）することができます。この「一定の金額」は、以前までは「1人当たり5千円以下」とされていましたが、令和6年度の税制改定により、今年4月から「1人当たり1万円以下」に改正されました。経費として計上できる飲食費の範囲が広がったこととなりますので、企業側からすればプラスの改正となります。なお、この1万円という金額は、税込処理を行っている場合は、そのまま税込1万円となりますが、税抜処理を行っている場合は、飲食費は税抜きで認識されるため、税込1万1千円（税抜き1万円）となります。

★領収書にインボイス番号が無かった場合

現在はインボイス制度が導入されたことにより、インボイス番号が無い領収書は、消費税の控除に制限があり、令和8年9月までは80%の控除となります。そのため、税込10,784円まで（税抜き1万円・消費税784円）が、経費として計上できるラインとなります。

なお、税務調査の際には、実際に飲食をした人数の照会を求められることがございますので、領収書の裏に、誰と・何人で飲食をしたのかをメモ書きしておくことが重要となります。



＜定額減税（住民税）＞

オモテ面で、源泉所得税に関わる定額減税について触れましたが、定額減税は住民税でも実施されます。金額としましては、1人当たり1万円（扶養親族がいれば、その人数×1万円が加算されます）で、今年1年間（令和6年6月～令和7年5月分）の住民税から減税されます。源泉所得税は、給与を支払う側が様々なケースに対応しなければなりませんが、住民税に関しましては、市区町村から届く通知書の中で計算は完了しているため、給与支払側の特殊な手続きはございません。

ただし、今回に限り、住民税を控除する月数が11か月分となっており、6月分の住民税は0円となっております。

＜例…住民税年額12万円の場合＞

6月分 0円

7月分 11,000円

8～5月分 各月10,900円

従業員様が給与明細を確認した際に質問される可能性もございまして、予めアナウンスしておきましょう。



＜労働保険料申告書と算定基礎届の提出＞

毎年恒例の夏の社会保険手続きとして、労働保険料申告書と算定基礎届の提出がございました。提出期限は7月10日となりますので、提出漏れにお気を付けください。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
待っていた良い知らせが届きそう！健康面も回復の兆しがあり、ダイエットの効果やと出てきそうです☺	今月は安定した生活を送れそう。特に知恵が良く働き、自分自身を有利に持っていける判断を下すことができそう☺	家族との関係性が良く、イベントや旅行などで一緒に過ごすといいでしょう。金運も仕事運も良く、人との交流は増えそう☺	自分犠牲しすぎると運気が下がりそう…☹️ 自分自身と相手とのバランスを崩さないことが今月のポイントになりそう☺



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉️ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。